

新座市告示第 5 号

下記のとおり差押財産の公売をするので、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条及び第99条の規定により公告する。

令和8年1月8日

新座市長 並 木 傑



記

売却区分	公売財産			数量	
	名称、性質、所在等				
7-F2	(土地の表示)				
	1	所在地番目積	東久留米市本町二丁目 61番21 宅地 64.39平方メートル	1	
	(土地の表示)				
	2	所在地番目積分	東久留米市本町二丁目 61番13 宅地 39.10平方メートル 400分の100		
	(土地の表示)				
	3	所在地番目積分	東久留米市本町二丁目 61番18 公衆用道路 14平方メートル 400分の100		
	(主である建物の表示)				
	4	所在地番目構造床面積	東久留米市本町二丁目 61番地21 61番21 居宅 木造瓦葺2階建 1階 37.17平方メートル 2階 34.28平方メートル		
	以上登記簿による表示 その他別紙1のとおり				

売却区分		公売保証金の金額							見積価額（最低公売価額）												
千		百		十		万		千	百	十	円	億		千	百	十	万	千	百	十	円
1-F2				6		0		0	0	0	0			6		0		0	0	0	0
注　上記売却区分ごとに公売を行うので、売却区分ごとに入札すること。																					
公売の方法		期間入札																			
入札期間		令和8年2月2日午後1時から同月9日午後1時まで																			
公売場所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上																			
開札日時		令和8年2月9日午後1時																			
開札場所		紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上																			
売却決定		日時　令和8年3月2日（月）午前10時														場所		新座市役所			
代金納付期限		令和8年3月2日（月）午後2時30分																			
買受人の資格 その他の要件		1　国税徴収法第92条及び第108条に該当しない者 2　公売参加申込期間に所定の公売申込手続をした者																			
配当を受ける者の権利の申出について		この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を新座市役所財政部納税課に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、新座市役所財政部納税課に用意してあります。																			
その他		1　公売による権利移転に伴う費用（登録免許税等）は、買受人の負担となります。 2　公売に参加しようとする者は、公売参加申込期間に、所定の公売参加申込手続を行う必要があります。 3　公売参加申込期間及び公売（せり売り・入札）期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。 4　その他については、新座市インターネット公売ガイドラインによります。 5　新座市インターネット公売ガイドラインは、新座市のホームページに掲載しています。また、新座市役所納税課に備え付けてあります。 6　この財産の公売手続につきましては、公売公告又は最高価申込者の決定並びに売却決定の各処分に対して、次のとおり審査請求又は取消しの訴えを提起することができます。 これらの各処分について不服がある場合は、これらの各処分があったことを知った日の翌日からそれぞれ起算して3か月以内又は地方税法第19条の4各号に規定する日若しくは期限のうちいずれか早く経過する期限までに、新座市長に対して審査請求をすることができます。ただし、期限内であっても、これらの各処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。 これらの各処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新座市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において新座市を代表する者は、新座市長です。 ただし、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、これらの各処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで、これらの各処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、②又は③に該当する場合、地方税法第19条の4各号に規定する日又は期限後は、訴えを提起することができません。																			
問合せ先		新座市役所財政部納税課特別滞納整理係																			

別紙 1

- 1 第1種低層住居専用地域（建ぺい率40%、容積率80%）。
- 2 対象物件1は、南側幅員約4m未舗装私道（建築基準法上の道路ではない。物件2）にほぼ等高に接面する平坦地で、間口約6.2m、奥行約10.3mのほぼ長方形の中間画地である。対象物件4の敷地として使用されている。
- 3 対象物件3は、道路敷地として利用されている。
- 4 対象物件4は昭和58年3月20日に新築され、一般住宅として利用されており、現在、所有者が居住している。
- 5 居住者がいるため、建物の内部は未確認である。
- 6 上水道及び下水道が整備されている。
- 7 住居表示は、「東久留米市本町二丁目4番19号」である。
- 8 再建築不可。